

神奈川県産業保健総合支援センター通信 第61号



<平成29年7月1日発行>

— 平成29年度 産業保健関係助成金のご案内 —

平成27年度より開始された「ストレスチェック助成金」事業を実施していましたが、平成29年度から産業保健関係助成金として、従来の「ストレスチェック助成金」に加え『職場環境改善計画助成金』『心の健康づくり計画助成金』『小規模事業場産業医活動助成金』を新設いたしましたので、ご紹介します。

《ストレスチェック実施促進のための助成金の概要》

1 助成金の概要

派遣労働者を含めて従業員50人未満の事業場が、ストレスチェックを実施し、また、医師からストレスチェック後の面接指導等の活動の提供を受けた場合に、費用の助成を受けられる制度です。

2 助成金を受けるための要件



次の5つの要件を全て満たしていることを必ず確認してください。

- ① 労働保険の適用事業場であること。
- ② 常時使用する従業員が派遣労働者を含めて50人未満であること。
- ③ ストレスチェックの実施者が決まっていること。
- ④ 事業者が産業医資格を持った医師と契約し、ストレスチェックに係る医師による活動の全部又は一部を行わせること。
- ⑤ ストレスチェックの実施及び面接指導等を行う者は、自社の使用者・労働者以外の者であること。

3 助成対象

(1) ストレスチェック

年1回のストレスチェックを実施した場合に、実施人数分の費用が助成されます。

(2) ストレスチェックに係る医師による活動

ストレスチェックに係る医師による活動について、実施回数分（上限3回）の費用が助成されます。

【ストレスチェックに係る医師による活動の内容】

- ・ストレスチェック実施後に面接指導を実施すること
- ・面接指導の結果について、事業主に意見陳述をすること

4 助成金額

次の費用が助成されます。

| 助成対象 | 助成額（上限額） |
|----------------------|------------------------------|
| ① ストレスチェックの実施 | 1従業員につき500円 |
| ② ストレスチェックに係る医師による活動 | 1事業場あたり1回の活動につき21,500円（上限3回） |

※ 500円と21,500円はそれぞれの上限額ですので、実費額が上限額を下回る場合は実費額を支給します。



5 申請の期限 平成29年4月15日から平成30年6月30日まで（消印有効）

《職場環境改善計画助成金（Aコース）の概要》

1 助成金の概要

事業主の方が専門家による指導に基づき、ストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえて職場環境改善計画書を作成し、計画に基づき職場環境の改善を実施した場合に負担した指導費用及び機器・設備購入費用の助成を受けることができる制度です。

2 助成金を受けるための要件 次の6つの要件を全て満たしていることを必ず確認してください。

- ① 労働保険の適用事業場であること。
- ② ストレスチェック実施後の集団分析を実施していること。
- ③ 平成29年度以降、新たに産業医等専門家と職場環境改善計画の作成に係る指導契約を締結していること。
- ④ 産業医等から、ストレスチェック実施後の集団分析結果だけではなく、管理監督者による日常の職場管理で得られた情報、労働者からの意見聴取で得られた情報及び産業保健スタッフによる職場巡視で得られた情報等も勘案して職場環境を評価し、改善すべき事項について指導を受けていること。
- ⑤ 産業医等の指導に基づき職場環境改善計画を作成し、当該計画に基づき職場環境の改善を実施していること。
- ⑥ 産業医等から、職場環境改善計画に基づき職場環境の改善が実施されている確認を受けていること。

※専門家 産業医等の医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、産業カウンセラー、臨床心理士等の心理職、労働衛生コンサルタント、社会保険労務士

3 助成対象

- (1) 職場環境改善に係るコンサルタント費用
事業主の方が専門家による指導に基づき、ストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえて職場環境改善計画書を作成し、計画に基づき職場環境の改善を実施した場合に負担した指導費用が助成されます。
- (2) 職場環境改善に係る機器・設備購入費用
事業者の方が専門家による指導に基づき、ストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえて職場環境改善計画書を作成し、計画に基づき職場環境の改善を実施した場合に負担した機器・設備購入費用が助成されます。

4 助成金額

次の費用が助成されます。

| 助成対象 | 助成額（上限額） |
|------------|--|
| ①コンサルタント費用 | 10万円上限、うち機器・設備購入費は5万円を上限かつ単価5万円以内のもので職場環境改善計画助成金Aコース・Bコース合わせて将来にわたり1回限り。 |
| ②機器・設備購入費用 | |

※ 実費額が上限額を下回る場合は実費額を支給します。

5 申請の期限 平成29年6月1日から平成30年6月30日まで（消印有効）

《職場環境改善計画助成金（Bコース）の概要》

1 助成金の概要

事業主の方がメンタルヘルス対策促進員による助言・支援（事業場訪問3回まで）に基づき、ストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえて職場環境改善計画書を作成し、計画に基づき職場環境の改善を実施した場合に負担した機器・設備購入費用の助成を受けることができる制度です。

2 助成金を受けるための要件 次の5つの要件を全て満たしていることを必ず確認してください。

- ① 労働保険の適用事業場であること。
- ② ストレスチェック実施後の集団分析を実施していること。
- ③ 平成29年度以降、新たに事業場を訪問したメンタルヘルス対策促進員からストレスチェック実施後の集団分析結果の見方やストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえた職場環境改善手法について助言・支援を受けていること。

- ④ 職場環境改善計画を作成し、当該計画に基づき職場環境の改善を実施していること。
- ⑤ メンタルヘルス対策促進員から、職場環境改善計画に基づき、職場環境の改善として機器・設備の購入が実施されている確認を受けていること。

3 助成対象

職場環境改善に係る機器・設備購入費用

事業主の方がメンタルヘルス対策促進員の助言・支援（事業場訪問3回まで）に基づき、ストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえて職場環境改善計画書を作成し、計画に基づき職場環境の改善を実施した場合に負担した機器・設備購入費用が助成されます。

4 助成金額

次の費用が助成されます。

| 助成対象 | 助成額（上限額） |
|-----------|---|
| 機器・設備購入費用 | 5万円を上限かつ単価5万円以内のもので、職場環境改善計画助成金Aコース・Bコース合わせて将来にわたり1回限り。 |

※ 実費額が上限額を下回る場合は実費額を支給します。

5 申請の期限 平成29年6月1日から平成30年6月30日まで（消印有効）



《心の健康づくり計画助成金の概要》

1 助成金の概要

事業主の方がメンタルヘルス対策促進員による助言・支援（事業場訪問3回まで）に基づき、心の健康づくり計画を作成し、計画を踏まえメンタルヘルス対策を実施した場合に助成を受けることができる制度です。

2 助成金を受けるための要件 ➡ 次の6つの要件を全て満たしていることを必ず確認して下さい。

- ① 労働保険の適用事業場であること。
- ② 登記上の本店又は本社機能を有する事業場の事業者であること。
- ③ 企業を訪問したメンタルヘルス対策促進員から助言・支援を受け、平成29年度以降、新たに「心の健康づくり計画」を作成していること。
- ④ 作成した「心の健康づくり計画」を労働者に周知していること。
- ⑤ 心の健康づくり計画に基づき具体的なメンタルヘルス対策を実施していること。
- ⑥ メンタルヘルス対策促進員から、心の健康づくり計画に基づき具体的なメンタルヘルス対策が実施されている確認を受けていること。

3 助成対象

心の健康づくり計画の作成

事業主の方がメンタルヘルス対策促進員による助言・支援（事業場訪問3回まで）に基づき、心の健康づくり計画を作成し、計画を踏まえメンタルヘルス対策を実施した場合に助成されます。

4 助成金額

次の費用が助成されます。

| 助成対象 | 助成額（上限額） |
|----------------------------------|-----------------------------|
| 心の健康づくり計画の作成及び計画に基づくメンタルヘルス対策の実施 | 一企業につき一律10万円を将来にわたって1回に限り支給 |

5 申請の期限 平成29年6月1日から平成30年6月30日まで（消印有効）

《小規模事業場産業医活動助成金の概要》

1 助成金の概要

小規模事業場が産業医の要件を備えた医師と産業医活動の全部又は一部を実施する契約を締結し、産業医活動を実施した場合に実費の助成を受けることができる制度です。

2 助成金を受けるための要件 次の4つの要件を全て満たしていることを必ず確認して下さい。

- ① 小規模事業場（常時50人未満の労働者を使用する事業場）であること。
- ② 労働保険の適用事業場であること。
- ③ 平成29年度以降、新たに産業医と職場巡視、健診異常所見者に関する意見聴取、保健指導等産業医活動の全部又は一部を実施する契約を締結していること。
- ④ 産業医活動を実施していること。

3 助成対象

小規模事業場産業医活動費用

小規模事業場が産業医の要件を備えた医師と産業医活動の全部又は一部を実施する契約を締結し、産業医活動を実施した場合の費用が助成されます。

4 助成金額

次の費用が助成されます。

| 助成対象 | 助成額（上限額） |
|--------------|--------------------------------------|
| 産業医活動に係る実施費用 | 一事業場につき、6か月当たり10万円を上限とし、将来にわたって2回を支給 |

5 申請期間

平成29年10月1日から。

※ただし、継続する6か月の間に産業医の要件を備えた医師へ支払った費用の領収書の最後の月の翌月から6か月以内に申請してください。

※この助成金は、厚生労働省の産業保健活動総合支援事業の一環として行われています。

※申請期間中でも助成金支給申請の受付を終了することがございますのでご了承ください。


助成金に関するお問い合わせは、労働者健康安全機構又は神奈川産業保健総合支援センターでお受けしております。

※申請書の届出先 労働者健康安全機構 産業保健・賃金援護部 産業保健業務指導課

電話番号：全国統一ナビダイヤル 0570-783046

受付時間：平日 9時～12時 / 13時～18時（土曜、日曜、祝日休み）

住所：〒211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号 事務管理棟

 独立行政法人 労働者健康安全機構
神奈川産業保健総合支援センター

〒221-0835

横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1 第6安田ビル3階

電話：045-410-1160 FAX：045-410-1161

URL：<http://www.kanagawas.go.jp>

ご利用いただける日時

● 休日を除く毎日/午前8時30分～午後5時15分

休日

● 毎土・日曜日及び祝日 ● 年末年始

※事業内容その他の詳細につきましては、当センターまでお問い合わせください。